

平成 24 年 2 月 1 日

日本歯周病学会会誌賞スポンサー公募について

日本歯周病学会では日本歯周病学会会誌に掲載された論文の中から年毎に優れた論文を表彰するために日本歯周病学会会誌賞を設けております。

この度、この賞のスポンサーとなる企業を公募することとなりました。

日本歯周病学会会誌賞の概要は以下のとおりです。

1. 受賞論文数は毎年 2 編以内とする。
2. 受賞論文は本学会内に設置される日本歯周病学会会誌賞選考委員会にて審査選考し、本学会理事会の議を経て決定する。
3. 受賞論文は本学会秋季学術大会にて表彰される。

スポンサーに依頼申し上げる事項は以下のとおりです。

1. 受賞者へのプラーク（表彰楯）の作製をお願いします。
2. 実費として 20 万円の協賛を賜ります。
3. 表彰式（秋季日本歯周病学会学術大会内で実施）の折、スポンサー代表者にご臨席賜り、受賞者への表彰を行なって頂きます。

スポンサーご希望の企業各位におかれましては、平成 24 年 2 月 29 日までに事務局へご連絡下さい。書式はございません。別紙に「日本歯周病学会会誌賞規程・施行細則」を記します。

以上

特定非営利活動法人日本歯周病学会
理事長 吉江 弘正

日本歯周病学会会誌賞規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、日本歯周病学会定款細則第 42 条の規定により、日本歯周病学会会誌(以下「本会誌」という。)に掲載された論文の中から年毎に優れた論文を表彰するために日本歯周病学会会誌賞(以下「本賞」という。)を設け、必要な事項を定めたものである。

(対象論文)

第 2 条 表彰対象は、本会誌の 1 号(3 月発行)から 4 号(12 号発行)までに掲載された総説、原著、臨床報告とする。

(受賞論文数)

第 3 条 受賞論文数は、毎年 2 編以内とする。

(選考と決定)

第 4 条 受賞論文は選考委員会で審査選考し、理事会の議を経て決定する。

- 1 選考委員会の委員長は編集委員会の中から選出し、選考委員長が選考委員会を主催する。選考委員長は、理事または評議員の内から 8 名の選考委員を選出し、理事長が任命する。
- 2 各選考委員の任期は当該年度内とする。
- 3 選考基準は別に定める。

(表 彰)

第 5 条 受賞論文には賞状と副賞を授与する。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は理事会の議を経て行う。

- 附 則
- 1 この規程は平成 14 年 4 月 24 日から施行する。
 - 2 この規程は平成 22 年 5 月 13 日に一部改正し施行する。

日本歯周病学会会誌賞施行規則

第 1 条 この規則は、日本歯周病学会会誌賞規程第 4 条 3 項の規定により、日本歯周病学会会誌賞の実施に関して必要な事項を定めたものである。

第 2 条 日本歯周病学会編集委員会で本賞候補論文について各号 2 編から 3 編、計 10 編程度を選考委員会に推薦し、その中から受賞論文を選出する。

第 3 条 選考委員会は、原則として理事長が委嘱した編集委員および理事・評議員若干名によって構成され、選考委員長は編集委員長とする。但し、その選考委員が所属する講座・診療科などからの論文に対して当該委員は評点に加わらない。

- 附 則
- 1 この規則は平成 14 年 4 月 24 日から施行する。